

令和6年3月市議会定例会議において、議決を経た予算等の要領は別紙のとおりなので、地方自治法第219条第2項の規定により公表します。

令和6年4月12日

福島市長 木 幡 浩

1. 令和5年度福島市一般会計補正予算（第10号）

（ 以上、令和6年3月1日提出 令和6年3月1日原案可決 ）

1. 令和6年度福島市一般会計予算
2. 令和6年度福島市水道事業会計予算
3. 令和6年度福島市下水道事業会計予算
4. 令和6年度福島市農業集落排水事業会計予算
5. 令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計予算
6. 令和6年度福島市飯坂町財産区特別会計予算
7. 令和6年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計予算
8. 令和6年度福島市土地区画整理事業費特別会計予算
9. 令和6年度福島市介護保険事業費特別会計予算
10. 令和6年度福島市庁舎整備基金運用特別会計予算
11. 令和6年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計予算
12. 令和6年度福島市青木財産区特別会計予算
13. 令和6年度福島市工業団地整備事業費特別会計予算
14. 令和6年度福島市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算
15. 令和5年度福島市一般会計補正予算（第11号）
16. 令和5年度福島市水道事業会計補正予算（第3号）
17. 令和5年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第5号）
18. 令和5年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）
19. 令和5年度福島市庁舎整備基金運用特別会計補正予算（第1号）
20. 令和5年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第2号）

（ 以上、令和6年3月1日提出 令和6年3月26日原案可決 ）

令和6年度福島市一般会計予算

令和6年度福島市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ117,700,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額	款	項	金額
1 市 税		39,600,000	6 法人事業税交付金		766,000
	1 市 民 税	16,707,000		1 法人事業税交付金	766,000
	2 固 定 資 産 税	16,976,000	7 地方消費税交付金		7,700,000
	3 軽 自 動 車 税	926,000		1 地方消費税交付金	7,700,000
	4 市 た ば こ 税	2,050,000	8 ゴルフ場利用税交付金		5,000
	5 入 湯 税	92,000		1 ゴルフ場利用税交付金	5,000
	6 都 市 計 画 税	2,849,000	9 環境性能割交付金		74,000
		1 環境性能割交付金		74,000	
2 地 方 譲 与 税		1,080,906	10 国有提供施設等所在市町村助成交付金		1,945
	1 地方揮発油譲与税	251,000		1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,945
	2 自動車重量譲与税	748,000	11 地方特例交付金		1,327,076
3 森林環境譲与税	81,906	1 地方特例交付金		1,311,000	
3 利子割交付金		14,000	12 地方交付税		13,300,000
	1 利子割交付金	14,000		1 地方交付税	13,300,000
4 配当割交付金		125,000	13 交通安全対策特別交付金		33,000
	1 配当割交付金	125,000		1 交通安全対策特別交付金	33,000
5 株式等譲渡所得割交付金		58,000			
	1 株式等譲渡所得割交付金	58,000			

(単位 千円)

款	項	金額	款	項	金額
14 分担金及び負担金		590,576	19 寄附金		1,653,629
	1 負担金	590,576		1 寄附金	1,653,629
15 使用料及び手数料		1,477,881	20 繰入金		6,886,024
	1 使用料	1,013,941		1 基金繰入金	6,787,511
	2 手数料	463,940		2 特別会計繰入金	98,513
16 国庫支出金		19,251,942	21 繰越金		1
	1 国庫負担金	14,094,164		1 繰越金	1
	2 国庫補助金	4,951,267	22 諸収入		2,982,042
	3 委託金	206,511		1 延滞金加算金及び過料	52,002
17 県支出金		9,267,880	2 市預金利子	599	
	1 県負担金	5,857,658	3 貸付金元利収入	1,140,782	
	2 県補助金	2,891,576	4 受託事業収入	138,079	
	3 委託金	518,646	5 雑収入	1,650,580	
18 財産収入		391,398	23 市債		11,113,700
	1 財産運用収入	69,309		1 市債	11,113,700
	2 財産売払収入	322,089	歳入合計		117,700,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額	款	項	金 額
1 議 会 費		642,867	5 労 働 費		103,848
	1 議 会 費	642,867		1 労 働 諸 費	103,848
2 総 務 費		17,552,397	6 農 林 水 産 業 費		2,444,342
	1 総 務 管 理 費	15,428,288		1 農 業 費	2,024,974
	2 徴 税 費	1,176,395		2 林 業 費	419,368
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	746,702	7 商 工 費		3,136,483
	4 選 挙 費	63,579		1 商 工 費	3,136,483
	5 統 計 調 査 費	62,610	8 土 木 費		12,170,136
	6 監 査 委 員 費	74,823		1 土 木 管 理 費	277,638
3 民 生 費		45,612,203		2 道 路 橋 り よ う 費	3,519,229
	1 社 会 福 祉 費	20,921,105		3 河 川 費	634,606
	2 児 童 福 祉 費	19,351,921		4 都 市 計 画 費	6,371,140
	3 生 活 保 護 費	5,335,658	5 住 宅 費	1,367,523	
	4 災 害 救 助 費	3,519	9 消 防 費		3,624,110
4 衛 生 費		9,325,097		1 消 防 費	3,624,110
	1 保 健 衛 生 費	4,885,815			
	2 清 掃 費	4,351,482			
	3 上 水 道 費	87,800			

(単位 千円)

款	項	金額
10 教育費		11,916,205
	1 教育総務費	1,925,421
	2 小学校費	2,249,243
	3 中学校費	1,232,388
	4 特別支援学校費	81,629
	5 幼稚園費	467,554
	6 社会教育費	3,226,116
	7 保健体育費	2,733,854
11 災害復旧費		850,000
	1 原子力災害復旧費	700,000
	2 農林水産施設災害復旧費	50,000
	3 土木施設災害復旧費	100,000
12 公債費		10,122,312
	1 公債費	10,122,312
13 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		117,700,000

第2表 継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	市民会館解体工事	800,000	令和6年度	24,000
				令和7年度	720,000
				令和8年度	56,000
3 民生費	2 児童福祉費	(仮称)もりあい認定こども園 整備事業	984,200	令和6年度	76,100
				令和7年度	908,100
7 商工費	1 商工費	飯坂温泉観光会館非常用発電設備 更新工事	230,000	令和6年度	105,800
				令和7年度	124,200
9 消防費	1 消防費	消防本部・福島消防署 建設設計委託事業	238,000	令和6年度	190,400
				令和7年度	47,600
10 教育費	6 社会教育費	こむこむ館屋根等改修工事	833,000	令和6年度	145,000
				令和7年度	261,000
				令和8年度	427,000
	7 保健体育費	単独給食実施校配膳室整備事業	37,000	令和6年度	22,200
				令和7年度	14,800

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
ホームページリニューアル及び運用管理業務委託費	令和6年度から 令和11年度まで	ホームページリニューアル及び運用管理業務委託仕様書に基づき算出した額から令和6年度支払額を控除した額
固定資産（土地）評価替えにかかる土地評価業務委託費	令和6年度から 令和8年度まで	固定資産（土地）評価替えにかかる土地評価業務委託仕様書に基づき算出した額から令和6年度支払額を控除した額
保育士等奨学資金貸付金	令和6年度から 令和10年度まで	福島市保育士等奨学資金貸付条例に基づき貸付契約を締結した奨学基本金の額
ひとり親家庭自立支援事業費	令和6年度から 令和10年度まで	福島市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業の対象講座受講に係る受講料として算出した額から雇用保険法第60条の2に基づき算出した額を減じた額
創業資金の融資に対する利子補給 （新規創業者等）	令和6年度から 令和8年度まで	創業資金として金融機関が融資した資金について、その融資残高に対する利子相当額
非常備消防自動車整備費	令和6年度から 令和7年度まで	23,000
西部学校給食センター調理業務委託費	令和6年度から 令和7年度まで	西部学校給食センター調理業務委託仕様書に基づき算出した額
北部学校給食センター調理業務委託費	令和6年度から 令和7年度まで	北部学校給食センター調理業務委託仕様書に基づき算出した額

第4表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
電気自動車等導入推進費	20,200	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後に おいては、当該見直し後の 利率)	融通条件の定めのある資金についてはその融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利に借り換えることができる。
本庁舎等施設整備費	23,600	同 上	同 上	同 上
市民センター整備費	4,122,100	同 上	同 上	同 上
支所等施設整備費	103,200	同 上	同 上	同 上
会館施設整備費	54,600	同 上	同 上	同 上
障がい者福祉施設整備費	3,000	同 上	同 上	同 上
児童福祉施設整備費	120,500	同 上	同 上	同 上
保健衛生施設整備費	4,500	同 上	同 上	同 上
ごみ処理施設整備費	235,400	同 上	同 上	同 上
農業施設整備費	136,200	同 上	同 上	同 上
観光施設整備費	90,300	同 上	同 上	同 上
道路橋りょう整備費	1,262,600	同 上	同 上	同 上
河川整備費	413,000	同 上	同 上	同 上
都市計画事業費	1,011,600	同 上	同 上	同 上
公営住宅整備費	348,200	同 上	同 上	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防施設整備費	633,500	同上	同上	同上
義務教育施設整備費	661,700	同上	同上	同上
社会教育施設整備費	336,200	同上	同上	同上
文化施設整備費	231,700	同上	同上	同上
体育施設整備費	172,800	同上	同上	同上
学校給食施設整備費	78,800	同上	同上	同上
農林水産施設災害復旧費	50,000	同上	同上	同上
土木施設災害復旧費	100,000	同上	同上	同上
臨時財政対策債	900,000	同上	同上	同上
計	11,113,700			

令和6年度福島市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度福島市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数 | 125,400戸 |
| (2) 年間総配水量 | 28,762,000m ³ |
| (3) 一日平均配水量 | 78,800m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |

事業名	事業費
老朽管更新事業	1,061,165千円
土湯地区水道施設整備事業	175,934千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		7,638,062千円
第1項 営業収益		7,089,924千円
第2項 営業外収益		548,137千円
第3項 特別利益		1千円
	支	出
第1款 水道事業費用		7,685,778千円
第1項 営業費用		7,477,536千円
第2項 営業外費用		178,241千円
第3項 特別損失		1千円
第4項 予備費		30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,420,553千円は、過年度分損益勘定留保資金2,216,299千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額204,254千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		1,098,688千円
第1項	企業債		823,600千円
第2項	補助金		181,779千円
第3項	負担金		93,309千円
		支	出
第1款	資本的支出		3,519,241千円
第1項	建設改良費		2,466,297千円
第2項	企業債償還金		1,052,944千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	土湯地区水道施設整備事業	3,384,700千円	令和6年度	167,200千円
				令和7年度	222,200千円
				令和8年度	928,400千円
				令和9年度	2,066,900千円
		舘ノ前加圧ポンプ所 施設改修事業	222,200千円	令和6年度	67,100千円
				令和7年度	126,500千円
				令和8年度	28,600千円
		茶臼森系配水管整備 委託事業	34,100千円	令和6年度	23,100千円
				令和7年度	11,000千円

(債務負担行為)

第6条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
給水装置工事資金の融資に対する利子補給	令和6年度から 令和11年度まで	借入期間中における融資残高に対する利子補給額
給水装置工事資金の融資に対する損失補償	同 上	借入期間中における融資残高に対する損失補償額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良費 老朽管更新事業費	823,600	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 <small>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</small>	融通条件の定めのある資金についてはその融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利に借り換えることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用と特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 887,821千円
- (2) 交際費 400千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業経営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、87,800千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、38,757千円と定める。

令和6年度福島市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度福島市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 接続戸数 | 92,171戸 |
| (2) 年間総処理水量 | 20,137,781m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 55,172m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | |

事業名	事業費
管路建設事業	1,655,652千円
管路改良事業	102,700千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		7,573,003千円
第1項 営業収益		3,987,469千円
第2項 営業外収益		3,585,493千円
第3項 特別利益		41千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		7,175,317千円
第1項 営業費用		6,366,999千円
第2項 営業外費用		806,194千円
第3項 特別損失		2,124千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,764,209千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額118,724千円、過年度分損益勘定留保資金2,310,564千円及び当年度分損益勘定留保資金334,921千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		2,936,123千円
第1項	企業債		2,009,800千円
第2項	出資金		299,736千円
第3項	補助金		579,900千円
第4項	負担金		46,687千円
		支	出
第1款	資本的支出		5,700,332千円
第1項	建設改良費		2,030,750千円
第2項	企業債償還金		3,669,582千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	信夫山排水区(祓川) 浸水対策事業	3,620,000千円	令和6年度	573,700千円
				令和7年度	820,000千円
				令和8年度	812,000千円
				令和9年度	712,000千円
				令和10年度	702,300千円

(債務負担行為)

第6条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
排水設備設置資金融資に対する利子補給	令和6年度から 令和11年度まで	借入期間中における融資残高に対する利子補給額
排水設備設置資金融資に対する損失補償	同上	借入期間中における融資残高に対する損失補償額

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道建設改良費	1,200,500	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	融通条件の定めのある資金についてはその融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。ただし、繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利に借り換えることができる。
流域下水道建設費	159,300	同上	同上	同上
資本費平準化債	650,000	同上	同上	同上
計	2,009,800			

(一時借入金の限度額)

第8条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用と特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 245,700千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業経営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、18,503千円である。

令和6年度福島市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度福島市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接続戸数	781戸
(2) 年間総処理水量	185,399m ³
(3) 一日平均処理水量	508m ³
(4) 主要な建設改良事業	
事業名	事業費
管路改良事業	3,000千円
処理場改良事業	3,100千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 農業集落排水事業収益		142,510千円
第1項 営業収益		24,608千円
第2項 営業外収益		117,902千円
	支	出
第1款 農業集落排水事業費用		142,510千円
第1項 営業費用		125,989千円
第2項 営業外費用		16,485千円
第3項 特別損失		36千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額57,162千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額629千円、過年度分損益勘定留保資金56,533千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		82,752千円
第1項	企業債		6,100千円
第2項	出資金		75,765千円
第3項	負担金		887千円
		支	出
第1款	資本的支出		139,914千円
第1項	建設改良費		7,415千円
第2項	企業債償還金		132,499千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
排水設備設置資金融資に対する利子補給	令和6年度から 令和11年度まで	借入期間中における融資残高に対する利子補給額
排水設備設置資金融資に対する損失補償	同 上	借入期間中における融資残高に対する損失補償額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水施設 建設改良費	6,100	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 <small>ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行っ た後においては、当該見 直し後の利率</small>	融通条件の定めのある資金についてはその融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利に借り換えることができる。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用と特別損失

(他会計からの補助金)

第8条 農業集落排水事業経営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、13,809千円である。

令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計予算

令和6年度福島市国民健康保険事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,937,927千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金額	款	項	金額
1 国民健康保険税		4,385,002	6 繰入金		2,040,297
	1 国民健康保険税	4,385,002		1 一般会計繰入金	2,040,297
2 使用料及び手数料		2	7 繰越金		1
	1 手数料	2		1 繰越金	1
3 国庫支出金		9,181	8 諸収入		51,061
	1 国庫補助金	9,181		1 延滞金加算金及び過料	40,000
4 県支出金		15,452,182		2 市預金利子	1
	1 県補助金	15,452,182		3 雑入	11,060
5 財産収入		201			
	1 財産運用収入	201	歳入合計		21,937,927

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額	款	項	金 額
1 総 務 費		441,974	4 保 健 事 業 費		252,056
	1 総 務 管 理 費	150,269		1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	234,256
	2 徴 税 費	249,389		2 保 健 事 業 費	17,800
	3 運 営 協 議 会 費	538	5 基 金 積 立 金		201
	4 収 納 率 向 上 等 特 別 対 策 事 業 費	15,427		1 基 金 積 立 金	201
	5 医 療 費 適 正 化 特 別 対 策 事 業 費	26,351	6 公 債 費		1
	15,308,546	1 公 債 費		1	
2 保 険 給 付 費	1 療 養 諸 費	13,422,642	7 諸 支 出 金		34,051
	2 高 額 療 養 費	1,816,571		1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	34,001
	3 移 送 費	300		2 指 定 公 費 負 担 医 療 支 出 金	50
	4 出 産 育 児 諸 費	52,523	8 予 備 費		50,000
	5 葬 祭 諸 費	16,500		1 予 備 費	50,000
	6 傷 病 手 当 金	10			
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		5,851,098	歳 出 合 計		21,937,927
	1 医 療 給 付 費 分	4,023,375			
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	1,358,346			
	3 介 護 納 付 金 分	469,377			

令和6年度福島市飯坂町財産区特別会計予算

令和6年度福島市飯坂町財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ210,895千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		90,690
	1 使 用 料	90,689
	2 手 数 料	1
2 国庫支出金		45,360
	1 国庫補助金	45,360
3 財産収入		15
	1 財産運用収入	14
	2 財産売払収入	1
4 繰越金		74,641
	1 繰越金	74,641
5 諸収入		189
	1 市預金利子	1
	2 雑収入	188
歳 入 合 計		210,895

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財産区管理会費		284
	1 財産区管理会費	284
2 温泉経営費		164,046
	1 総務管理費	19,069
	2 温泉供給事業費	144,977
3 公衆浴場費		41,306
	1 公衆浴場費	41,306
4 山林管理費		259
	1 管 理 費	259
5 予備費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		210,895

令和6年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計予算

令和6年度福島市公設地方卸売市場事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ231,190千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		151,324
	1 使 用 料	151,321
	2 手 数 料	3
2 財 産 収 入		3,177
	1 財 産 運 用 収 入	3,176
	2 財 産 売 払 収 入	1
3 繰 入 金		76,686
	1 一 般 会 計 繰 入 金	76,686
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		2
	1 市 預 金 利 子	1
	2 雑 収 入	1
歳 入 合 計		231,190

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 経 営 費		213,106
	1 総 務 費	213,106
2 公 債 費		16,084
	1 公 債 費	16,084
3 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		231,190

令和6年度福島市土地区画整理事業費特別会計予算

令和6年度福島市土地区画整理事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,470千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 福 島 北 土地区画整理事業収入		3,588
	1 繰 入 金	3,550
	2 繰 越 金	1
	3 諸 収 入	37
2 福 島 都 心 中 央 土地区画整理事業収入		9,882
	1 繰 入 金	9,881
	2 繰 越 金	1
歳 入 合 計		13,470

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 福 島 北 土地区画整理事業費		3,588
	1 事 業 費	1,000
	2 公 債 費	2,588
2 福 島 都 心 中 央 土地区画整理事業費		9,882
	1 公 債 費	9,882
歳 出 合 計		13,470

令和6年度福島市介護保険事業費特別会計予算

令和6年度福島市介護保険事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ28,650,447千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額	款	項	金 額	
1 介護保険料		6,259,547	7 繰入金		4,404,791	
	1 介護保険料	6,259,547		1 一般会計繰入金	4,277,454	
2 使用料及び手数料		1		2 基金繰入金	127,337	
	1 手数料	1	8 繰越金		1	
3 国庫支出金		6,501,999		1 繰越金	1	
	1 国庫負担金	4,993,035	9 諸収入		8,586	
	2 国庫補助金	1,508,964		1 延滞金加算金及び過料	793	
4 支払基金交付金		7,534,039		2 市預金利子	1	
	1 支払基金交付金	7,534,039		3 雑入		7,792
5 県支出金		3,940,971				
	1 県負担金	3,809,285				
	2 県補助金	131,686				
6 財産収入		512	歳入合計		28,650,447	
	1 財産運用収入	512				

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額	款	項	金 額
1 総 務 費		486,671	5 公 債 費		1
	1 総 務 管 理 費	301,094		1 公 債 費	1
	2 徴 収 費	20,784	6 諸 支 出 金		107,015
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	162,255		1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	12,779
	4 趣 旨 普 及 費	2,111		2 繰 出 金	94,236
	5 運 営 協 議 会 費	427		7 予 備 費	
2 保 険 給 付 費		27,084,059	1 予 備 費		1,000
	1 介 護 サービス等諸費	25,743,660			
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	616,825			
	3 そ の 他 諸 費	28,862			
	4 高 額 介 護 サービス等費	694,712			
3 地 域 支 援 事 業 費		971,189			
	1 介 護 予 防 事 業 等 費	818,781			
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	152,408			
4 基 金 積 立 金		512			
	1 基 金 積 立 金	512	歳 出 合 計		28,650,447

令和6年度福島市庁舎整備基金運用特別会計予算

令和6年度福島市庁舎整備基金運用特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,001,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 貸付金元利収入		1,001,000
	1 貸付金元利収入	1,001,000
歳 入 合 計		1,001,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		1,000,000
	1 総務管理費	1,000,000
2 繰出金		1,000
	1 繰出金	1,000
歳 出 合 計		1,001,000

令和6年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計予算

令和6年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,275,885千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		3,374,778
	1 後期高齢者医療保険料	3,374,778
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 繰 入 金		890,587
	1 一 般 会 計 繰 入 金	890,587
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		10,518
	1 延滞金加算金及び過料	405
	2 償還金及び還付加算金	10,000
	3 市 預 金 利 子	1
	4 雑 入	112
歳 入 合 計		4,275,885

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		98,119
	1 総 務 管 理 費	86,532
	2 徴 収 費	11,587
2 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金		4,167,766
	1 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金	4,167,766
3 諸 支 出 金		10,000
	1 償還金及び還付加算金	10,000
歳 出 合 計		4,275,885

令和6年度福島市青木財産区特別会計予算

令和6年度福島市青木財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,054千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		375
	1 財 産 運 用 収 入	375
2 繰 越 金		1,678
	1 繰 越 金	1,678
3 諸 収 入		1
	1 市 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		2,054

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財 産 区 管 理 会 費		234
	1 財 産 区 管 理 会 費	234
2 管 理 費		820
	1 管 理 費	820
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		2,054

令和6年度福島市工業団地整備事業費特別会計予算

令和6年度福島市工業団地整備事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ713,122千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、685,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰越金		27,521
	1 繰越金	27,521
2 諸収入		1
	1 市預金利子	1
3 市債		685,600
	1 市債	685,600
歳入合計		713,122

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 工業団地整備費		690,740
	1 工業団地整備費	690,740
2 公債費		22,382
	1 公債費	22,382
歳出合計		713,122

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業団地整備費	685,600	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 〔ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率〕	融通条件の定めのある資金についてはその融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利に借り換えることができる。

令和6年度福島市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算

令和6年度福島市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20,599千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		3,868
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,868
2 繰 越 金		9,372
	1 繰 越 金	9,372
3 諸 収 入		7,359
	1 貸 付 金 元 利 収 入	7,358
	2 市 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		20,599

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費		17,322
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	17,322
2 諸 支 出 金		3,277
	1 繰 出 金	3,277
歳 出 合 計		20,599

令和5年度福島市一般会計補正予算（第10号）

令和5年度福島市一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,077千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,130,954千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
16 国庫支出金		26,483,035	20,590	26,503,625
	2 国庫補助金	10,760,319	20,590	10,780,909
20 繰入金		4,660,277	2,787	4,663,064
	1 基金繰入金	4,562,302	2,787	4,565,089
23 市債		9,451,400	23,700	9,475,100
	1 市債	9,451,400	23,700	9,475,100
歳入合計		123,083,877	47,077	123,130,954

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費		12,862,398	47,077	12,909,475
	1 総務管理費	10,459,559	47,077	10,506,636
歳出合計		123,083,877	47,077	123,130,954

第2表 継続費補正

(変 更)

(単位 千円)

款	項	事業名	変更前			変更後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	(仮称)市民センター 整備事業	6,909,631	令和4年度	406,454	7,152,831	令和4年度	406,454
				令和5年度	1,507,678		令和5年度	1,554,755
				令和6年度	4,995,499		令和6年度	5,191,622

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
住まいの耐震化促進事業費	令和5年度から 令和6年度まで	27,800

第4表 地方債補正

(変 更)

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	変 更 前	変 更 後
市 民 セ ン タ ー 整 備 費	1,240,700	1,264,400
計	9,451,400	9,475,100

令和5年度福島市一般会計補正予算（第11号）

令和5年度福島市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,602,051千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,733,005千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
12 地方交付税		12,000,000	1,567,976	13,567,976
	1 地方交付税	12,000,000	1,567,976	13,567,976
16 国庫支出金		26,503,625	△ 763,803	25,739,822
	1 国庫負担金	15,479,148	△ 146,166	15,332,982
	2 国庫補助金	10,780,909	△ 617,637	10,163,272
17 県支出金		10,713,491	△ 1,191,147	9,522,344
	1 県負担金	7,036,091	△ 911,418	6,124,673
	2 県補助金	3,077,883	△ 279,729	2,798,154
18 財産収入		352,573	206,463	559,036
	2 財産売払収入	280,422	206,463	486,885
19 寄附金		1,641,225	172,745	1,813,970
	1 寄附金	1,641,225	172,745	1,813,970
20 繰入金		4,663,064	△ 31,750	4,631,314
	1 基金繰入金	4,565,089	△ 31,750	4,533,339
21 繰越金		2,413,174	4,321,196	6,734,370
	1 繰越金	2,413,174	4,321,196	6,734,370
22 諸収入		2,689,316	27,071	2,716,387
	5 雑収入	1,231,887	27,071	1,258,958

23 市	債		9,475,100	△ 706,700	8,768,400	
		1 市	債	9,475,100	△ 706,700	8,768,400
歳 入 合 計			123,130,954	3,602,051	126,733,005	

(注) 補正前の予算額には第10号分を含む。

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費		12,909,475	4,847,560	17,757,035
	1 総務管理費	10,506,636	4,834,352	15,340,988
	3 戸籍住民基本台帳費	697,392	32,000	729,392
	4 選挙費	323,914	△ 18,792	305,122
3 民生費		48,426,982	245,850	48,672,832
	1 社会福祉費	23,434,002	54,850	23,488,852
	2 児童福祉費	19,538,912	191,000	19,729,912
4 衛生費		11,457,256	1,234,986	12,692,242
	1 保健衛生費	7,210,244	1,260,950	8,471,194
	2 清掃費	4,148,812	△ 25,964	4,122,848
6 農林水産業費		2,284,514	168,896	2,453,410
	1 農業費	1,851,342	168,896	2,020,238
7 商工費		4,969,218	11,386	4,980,604
	1 商工費	4,969,218	11,386	4,980,604
8 土木費		13,310,147	△ 1,923,139	11,387,008
	2 道路橋りょう費	3,470,176	△ 83,805	3,386,371
	4 都市計画費	7,616,581	△ 1,839,334	5,777,247
9 消防費		3,126,667	△ 12,235	3,114,432
	1 消防費	3,126,667	△ 12,235	3,114,432

10 教 育 費		13,742,777	23,247	13,766,024
	1 教 育 総 務 費	1,838,547	1,728	1,840,275
	2 小 学 校 費	2,664,611	△ 181,733	2,482,878
	3 中 学 校 費	3,057,523	△ 72,474	2,985,049
	4 特 別 支 援 学 校 費	507,668	△ 5,977	501,691
	6 社 会 教 育 費	2,773,948	△ 18,297	2,755,651
	7 保 健 体 育 費	2,471,948	300,000	2,771,948
11 災 害 復 旧 費		2,010,000	△ 953,000	1,057,000
	1 原 子 力 災 害 復 旧 費	2,010,000	△ 953,000	1,057,000
12 公 債 費		9,844,241	△ 41,500	9,802,741
	1 公 債 費	9,844,241	△ 41,500	9,802,741
歳 出 合 計		123,130,954	3,602,051	126,733,005

(注) 補正前の予算額には第10号分を含む。

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍・住基システム等改修事業	32,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	56,000
		新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	10,596
		保健福祉センター空調設備改修工事	91,762
		あぶくまクリーンセンター焼却工場維持補修事業	18,730
	2 清掃費	あぶくまクリーンセンター焼却工場施設整備事業	73,231
6 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	10,000
		産地生産基盤パワーアップ事業	78,881
	2 林業費	ふくしま森林再生事業	54,419
8 土木費	2 道路橋りょう費	舗装修繕事業	16,464
		土留側溝維持修繕	98,178
		橋りょう長寿命化推進事業	3,139
		橋りょう長寿命化修繕事業	219,000
		浜田町春日町線(五老内町工区)改良工事	23,249
		北沢又丸子線(3工区)改良工事	8,180
		大蔵南慶二線(岡部工区)改良工事	1,816

8 土 木 費	3 河 川 費	河 川 強 韌 化 事 業	181,000
	4 都 市 計 画 費	鉄 道 ・ バ ス 等 公 共 交 通 施 設 整 備 促 進 事 業	6,073
		自 転 車 利 用 促 進 事 業	93,235
		太 平 寺 岡 部 線 (御 山 町 工 区) 改 良 工 事	47,748
		曾 根 田 町 桜 木 町 線 (宮 下 町 工 区) 改 良 工 事	46,368
		杉 妻 町 早 稲 町 線 改 良 工 事	17,084
5 住 宅 費	市 営 団 地 移 転 支 援 事 業	6,661	
11 災 害 復 旧 費	1 原 子 力 災 害 復 旧 費	仮 置 場 返 還 等 推 進 事 業	30,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	道 路 橋 り よ う 復 旧 事 業 (令 和 5 年 9 月 豪 雨 関 連)	8,019

第3表 地方債補正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木施設災害復旧費	22,600	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 〔ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率〕	融通条件の定めのある資金についてはその融通条件により、その他の資金については相手方との協定によるものとする。 ただし、繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利に借り換えることができる。

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	
	変更前	変更後
農業施設整備費	111,500	113,800
都市計画事業費	1,156,600	347,500
義務教育施設整備費	1,835,600	1,813,100
臨時財政対策債	1,400,000	1,500,000
計	9,475,100	8,768,400

(注) 変更前の限度額には第10号分を含む。

令和5年度福島市水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和5年度福島市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 水道事業費用	7,192,142千円	134,297千円	7,326,439千円
第2項 営業外費用	187,995千円	134,297千円	322,292千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額2,264,225千円は、過年度分損益勘定留保資金2,042,190千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額222,035千円」を「不足する額2,614,902千円は、過年度分損益勘定留保資金2,351,506千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額263,396千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	1,536,071千円	88,232千円	1,624,303千円
第2項 補助金	223,569千円	88,232千円	311,801千円
	支	出	
第1款 資本的支出	3,800,296千円	438,909千円	4,239,205千円
第1項 建設改良費	2,656,581千円	454,956千円	3,111,537千円
第2項 企業債償還金	1,134,416千円	△16,047千円	1,118,369千円

令和5年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第5号）

令和5年度福島市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ487,860千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,374,872千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 県 支 出 金		16,225,473	368,263	16,593,736
	1 県 補 助 金	16,225,473	368,263	16,593,736
5 繰 入 金		1,964,910	119,597	2,084,507
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,964,910	119,597	2,084,507
歳 入 合 計		22,887,012	487,860	23,374,872

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 保 険 給 付 費		16,071,780	357,305	16,429,085
	1 療 養 諸 費	14,045,927	373,742	14,419,669
	4 出 産 育 児 諸 費	60,026	△ 16,437	43,589
8 予 備 費		50,000	130,555	180,555
	1 予 備 費	50,000	130,555	180,555
歳 出 合 計		22,887,012	487,860	23,374,872

令和5年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）

令和5年度福島市介護保険事業費特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ323,414千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,241,857千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
3 国庫支出金		6,401,283	△ 80,854	6,320,429
	1 国庫負担金	4,810,773	△ 64,683	4,746,090
	2 国庫補助金	1,590,510	△ 16,171	1,574,339
4 支払基金交付金		7,401,655	△ 87,322	7,314,333
	1 支払基金交付金	7,401,655	△ 87,322	7,314,333
5 県支出金		3,967,442	△ 40,427	3,927,015
	1 県負担金	3,837,684	△ 40,427	3,797,257
7 繰入金		4,609,511	△ 114,811	4,494,700
	1 一般会計繰入金	4,287,397	△ 40,427	4,246,970
	2 基金繰入金	322,114	△ 74,384	247,730
歳入	合計	28,565,271	△ 323,414	28,241,857

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 保険給付費		26,610,640	△ 323,414	26,287,226
	1 介護サービス等諸費	25,175,616	△ 323,414	24,852,202
歳 出	合 計	28,565,271	△ 323,414	28,241,857

令和5年度福島市庁舎整備基金運用特別会計補正予算（第1号）

令和5年度福島市庁舎整備基金運用特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,000,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 貸付金元利収入		1,001,000	△ 1,000,000	1,000
	1 貸付金元利収入	1,001,000	△ 1,000,000	1,000
歳 入	合 計	1,001,000	△ 1,000,000	1,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費		1,000,000	△ 1,000,000	－
	1 総務管理費	1,000,000	△ 1,000,000	－
歳 出	合 計	1,001,000	△ 1,000,000	1,000

令和5年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第2号）

令和5年度福島市後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,008千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,008,450千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 後期高齢者医療保険料		3,177,697	△ 12,686	3,165,011
	1 後期高齢者医療保険料	3,177,697	△ 12,686	3,165,011
3 繰入金		821,347	11,678	833,025
	1 一般会計繰入金	821,347	11,678	833,025
歳入合計		4,009,458	△ 1,008	4,008,450

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,907,118	△ 1,008	3,906,110
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,907,118	△ 1,008	3,906,110
歳出合計		4,009,458	△ 1,008	4,008,450